

【別紙1 公用】

磯戸第 240 号  
令和 5 年 5 月 29 日  
磯子区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
R4. 8. 3 R4. 8. 4 R4. 8. 5 R4. 8. 8 R4. 8. 9	神奈川県統計センター	磯子三丁目、岡村三丁目、岡村六丁目、岡村七丁目、杉田二丁目、杉田九丁目、滝頭二丁目、中原一丁目、中原三丁目、西町、久木町、広地町、森一丁目、森四丁目、森が丘一丁目、洋光台二丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目、洋光台五丁目、洋光台六丁目	「令和 4 年就業構造基本調査」実施のため
R5. 3. 2	横浜市建築局	磯子六丁目	山王台小学校体育館改修その他工事に係る事務